

# 計量関係手数料表

北海道計量検定所

(令和元年 10 月 1 日)

北海道計量検定所条例施行規則別表（令和元年10月1日改正）

手数料を徴収する事務	区 分	手数料の額
1 特定計量器の検定	(1) 質量計	1 個につき
	ア 非自動はかり	
	(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
	ひょう量が30キログラム以下のもの	1,600円
	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,900円
	ひょう量が250キログラム以下のもの	2,450円
	ひょう量が500キログラム以下のもの	2,800円
	ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,500円
	(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	
	ひょう量が10キログラム以下のもの	130円
	ひょう量が10キログラムを超えるもの	250円
	(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの	
	ひょう量が5キログラム以下のもの	200円
	ひょう量が20キログラム以下のもの	250円
	ひょう量が50キログラム以下のもの	330円
	ひょう量が100キログラム以下のもの	460円
	ひょう量が250キログラム以下のもの	660円
	ひょう量が500キログラム以下のもの	1,000円
	ひょう量が1トン以下のもの	2,100円
	ひょう量が2トン以下のもの	3,100円
	ひょう量が5トン以下のもの	7,900円
	ひょう量が10トン以下のもの	10,100円
	ひょう量が20トン以下のもの	15,700円
ひょう量が30トン以下のもの	20,100円	
ひょう量が40トン以下のもの	27,900円	
ひょう量が50トン以下のもの	30,600円	
ひょう量が50トンを超えるもの	55,400円	
イ 分銅		
表す質量が200グラム以下のもの	20円	
表す質量が200グラムを超えるもの	290円	

ウ 定量おもり又は定量増おもり（以下「おもり」という。）	
質量が5キログラム以下のもの	20円
質量が20キログラム以下のもの	110円
質量が20キログラムを超えるもの	370円
(2) 温度計	1個につき
抵抗体温計	120円
(3) 体積計	1個につき
ア 水道メーター	
口径が25ミリメートル以下のもの	210円
口径が40ミリメートル以下のもの	480円
イ 燃料油メーター	
使用最大流量が160リットル毎分未満のもの	3,300円
使用最大流量が160リットル毎分以上のもの	5,100円
ウ 液化石油ガスメーター	7,300円
エ ガスメーター	
使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの	140円
使用最大流量が65立方メートル毎時以下のもの	300円
使用最大流量が160立方メートル毎時以下のもの	850円
使用最大流量が400立方メートル毎時以下のもの	1,400円
使用最大流量が1,000立方メートル毎時以下のもの	2,600円
使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの	6,600円
オ 量器用尺付タンク	
全量が2,000リットル以下のもの	2,300円
全量が2,000リットルを超えるもの	4,600円
(4) アネロイド型圧力計	1個につき
ア アネロイド型圧力計（イに掲げるものを除く。）	
計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの	400円
計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの	890円
計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの	1,650円
イ アネロイド型血圧計	190円
(摘要)	

	<p>(1)の項ア(ア)又は(ウ)において、ひょう量に応じた最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、同項ア(ア)又は(ウ)に掲げる額の2倍の額とする。</p> <p>(1)の項ア(ア)又は(ウ)において、1の載せ台により計量することができるもので、ひょう量又は目量が異なる2以上の計量範囲を有するものにあつては、計量範囲が1増すごとに、最大ひょう量の同項ア(ア)又は(ウ)に掲げる額の5割の額を加算するものとする。</p>	
2 車両等装置用計量器の装置検査	<p>(1) タクシーメーター（(2)の項に掲げるものを除く。）</p> <p>基本走行距離が4キロメートル以下のもの 1,300円</p> <p>基本走行距離が4キロメートルを超えるもの 1,700円</p>	1個につき
	(2) タクシーメーター装置検査済証の訂正又は再交付に係るもの	1個につき 540円
3 指定製造者の指定の申請に対する審査		1件につき 145,100円
4 特定計量器の定期検査	<p>(1) 非自動はかり</p> <p>ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの</p> <p>ひょう量が100キログラム以下のもの 1,900円</p> <p>ひょう量が250キログラム以下のもの 2,500円</p> <p>ひょう量が500キログラム以下のもの 2,800円</p> <p>ひょう量が500キログラムを超えるもの 4,300円</p> <p>イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 350円</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの</p> <p>ひょう量が100キログラム以下のもの 700円</p> <p>ひょう量が250キログラム以下のもの 1,100円</p> <p>ひょう量が500キログラム以下のもの 1,800円</p> <p>ひょう量が1トン以下のもの 2,800円</p> <p>ひょう量が2トン以下のもの 4,800円</p> <p>ひょう量が5トン以下のもの 8,800円</p> <p>ひょう量が10トン以下のもの 14,000円</p> <p>ひょう量が20トン以下のもの 20,500円</p> <p>ひょう量が30トン以下のもの 28,700円</p>	1個につき

	ひょう量が 40 トン以下のもの	33,100 円
	ひょう量が 50 トン以下のもの	46,700 円
	ひょう量が 50 トンを超えるもの	81,600 円
	(2) 分銅又はおもり	1 個につき 10 円
	<p>(摘要)</p> <p>(1) の項ア又はウにおいて、ひょう量が 1 トン以上のもので検査用具の運搬を伴った場合には、1 台につき、ひょう量が 1 トンのものにあつては 11,400 円、2 トン以下のものにあつては 11,900 円、5 トン以下のものにあつては 14,100 円、10 トン以下のものにあつては 18,300 円、20 トン以下のものにあつては 22,200 円、30 トン以下のものにあつては 28,100 円、40 トン以下のものにあつては 33,900 円、50 トン以下のものにあつては 39,800 円、50 トンを超えるものにあつては 45,700 円を同項ア又はウに掲げる額に加算するものとする。</p> <p>(1) の項ア又はウにおいて、1 の載せ台により計量することができるもので、ひょう量又は目量が異なる 2 以上の計量範囲を有するものにあつては、計量範囲が 3 を超え 1 増すごとに、最大ひょう量の同項ア又はウに掲げる額の 5 割の額を加算するものとする。</p>	
5	指定製造事業者の指定の申請に係る検査	1 件につき 441,400 円
6	(1) 長さ基準器 タクシーメーター装置検査用基準器	1 個につき 16,600 円
	(2) 質量基準器 ア 基準台手動はかり ひょう量が 1 キログラム以下のもの ひょう量が 10 キログラム以下のもの ひょう量が 50 キログラム以下のもの ひょう量が 200 キログラム以下のもの ひょう量が 500 キログラム以下のもの ひょう量が 500 キログラムを超えるもの イ 基準分銅 (ア) 1 級である旨の表記のあるもの 表す質量が 200 グラム以下のもの 表す質量が 200 グラムを超えるもの (イ) 2 級である旨の表記のあるもの	1 個につき   3,300 円 5,600 円 8,400 円 11,700 円 15,700 円 24,000 円  3,350 円 8,500 円

	表す質量が5キログラム以下のもの	560円
	表す質量が50キログラム以下のもの	630円
	表す質量が50キログラムを超えるもの	6,500円
	(ウ) 3級である旨の表記のあるもの	
	表す質量が5キログラム以下のもの	360円
	表す質量が50キログラム以下のもの	460円
	表す質量が50キログラムを超えるもの	4,000円
	(3) 体積基準器	1個につき
	ア 基準積算体積計	
	基準湿式ガスメーターであって計量室における1周期の計量作用により計ることができるガスの体積が20リットル以下のもの	20,300円
	イ 基準タンク	
	全量が250リットル以下のもの	11,100円
	全量が1,000リットル未満のもの	15,000円
	(摘要) 特定標準器により校正済みのものにあつては、5割の額を減額するものとする。 (3)の項イにおいて、2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあつては、ゲージグラスが1増すごとに、同項イに掲げる額の5割の額を加算するものとする。	
7	計量証明の事業の登録の申請に対する審査	1件につき 48,200円
8	計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付	1件につき 1,900円
9	計量証明の事業登録簿の謄本の交付	1通につき 880円
10	計量証明の事業登録簿を閲覧に供する事務	1回につき 430円

11 計量証明に 使用する特定 計量器の検査	(1) 非自動はかり	1 個につき
	ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの	
	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,900円
	ひょう量が250キログラム以下のもの	2,500円
	ひょう量が500キログラム以下のもの	2,800円
	ひょう量が500キログラムを超えるもの	4,300円
	イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	350円
	ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	
	ひょう量が100キログラム以下のもの	700円
	ひょう量が250キログラム以下のもの	1,100円
	ひょう量が500キログラム以下のもの	1,800円
	ひょう量が1トン以下のもの	2,850円
	ひょう量が2トン以下のもの	4,750円
	ひょう量が5トン以下のもの	8,800円
	ひょう量が10トン以下のもの	14,000円
ひょう量が20トン以下のもの	20,500円	
ひょう量が30トン以下のもの	28,700円	
ひょう量が40トン以下のもの	33,100円	
ひょう量が50トン以下のもの	46,700円	
ひょう量が50トンを超えるもの	81,600円	
(2) 分銅又はおもり	1 個につき 10円	
(3) 騒音計	1 個につき	
ア 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	21,500円	
イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	45,000円	
(4) 振動レベル計	1 個につき 27,600円	

	<p>(5) 濃度計</p> <p>ア ジルコニア式酸素濃度計</p> <p>イ 磁気式酸素濃度計</p> <p>ウ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計</p> <p>エ 紫外線式二酸化硫黄濃度計</p> <p>オ 紫外線式窒素酸化物濃度計</p> <p>カ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計</p> <p>キ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計</p> <p>ク 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計</p> <p>ケ 化学発光式窒素酸化物濃度計</p> <p>コ ガラス電極式水素イオン濃度指示計</p>	<p>1 個につき</p> <p>83,400 円</p> <p>103,900 円</p> <p>69,400 円</p> <p>81,900 円</p> <p>77,200 円</p> <p>92,600 円</p> <p>87,200 円</p> <p>112,000 円</p> <p>85,100 円</p> <p>22,200 円</p>
	<p>(摘要)</p> <p>(5) の項において、エに掲げる濃度計とオに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあつては、エに掲げる額とオに掲げる額とを合算して得た額から 4 万 600 円を減額するものとする。</p> <p>(5) の項において、カからクまでに掲げる濃度計で 2 以上の検出部を有するものにあつては、検出部が 1 増すごとに、カからクまでに掲げる額の 5 割の額を加算するものとする。</p> <p>(5) の項において、エからケまでに掲げる濃度計で 4 以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が 3 を超えて 1 増すごとに、エからケまでに掲げる額に 1 万 9,000 円を加算するものとする。</p>	
12 実務の経験 その他の条件 に適合するこ とを証する書 面の交付		<p>1 件につき</p> <p>540 円</p>
13 適正計量管 理事業所の指 定の申請に対 する審査		<p>1 件につき</p> <p>2,850 円</p>
14 計量管理の 方法に係る検 査		<p>1 件につき</p> <p>4,650 円</p>
15 計量管理に 関する試験		<p>1 件につき</p> <p>1,200 円</p>



16 証明書の交付	(1) 検定又は検査に合格した旨の証明書	1 件につき 540 円
	(2) 修理又は販売事業の届出に関する証明書	1 件につき 540 円
17 その他の依頼検査	(1) 長さ計 ア 直尺 全長が 1 メートル以下のもの 全長が 1 メートルを超えるもの イ 巻尺のうち全長が 50 メートル以下のもの 全長が 10 メートル以下のもの 全長が 10 メートルを超えるもの ウ はさみ尺 エ 回転尺	1 個につき  740 円 930 円  760 円 900 円 850 円 1,650 円
	(2) 質量計 ア 非自動はかり (ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が 1 トン以下のもの ひょう量が 30 キログラム以下のもの ひょう量が 100 キログラム以下のもの ひょう量が 250 キログラム以下のもの ひょう量が 500 キログラム以下のもの ひょう量が 500 キログラムを超えるもの (イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの ひょう量が 10 キログラム以下のもの ひょう量が 10 キログラムを超えるもの (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの ひょう量が 5 キログラム以下のもの ひょう量が 20 キログラム以下のもの ひょう量が 50 キログラム以下のもの ひょう量が 100 キログラム以下のもの ひょう量が 250 キログラム以下のもの ひょう量が 500 キログラム以下のもの ひょう量が 1 トン以下のもの ひょう量が 2 トン以下のもの ひょう量が 5 トン以下のもの ひょう量が 10 トン以下のもの	1 個につき    1,700 円 1,950 円 2,350 円 2,850 円 3,100 円  730 円 820 円  780 円 830 円 890 円 990 円 1,200 円 1,600 円 2,250 円 3,250 円 7,000 円 8,800 円

ひょう量が 20 トン以下のもの	12,900 円
ひょう量が 30 トン以下のもの	16,200 円
ひょう量が 40 トン以下のもの	21,900 円
ひょう量が 50 トン以下のもの	25,100 円
ひょう量が 50 トンを超えるもの	44,800 円
イ 分銅のうち表す質量が 10 ミリグラム以上 1 トン以下のもの	
表す質量が 5 グラム以下のもの	650 円
表す質量が 200 グラム以下のもの	660 円
表す質量が 5 キログラム以下のもの	860 円
表す質量が 40 キログラム以下のもの	910 円
表す質量が 500 キログラム以下のもの	15,400 円
表す質量が 500 キログラムを超えるもの	22,700 円
ウ おもりのうち表す質量が 10 ミリグラム以上 40 キログラム以下のもの	
質量が 5 キログラム以下のもの	660 円
質量が 20 キログラム以下のもの	730 円
質量が 20 キログラムを超えるもの	940 円
(3) 温度計	1 個につき
ア ガラス製温度計のうち計ることができる温度が 0 度以上 100 度以下のもの	820 円
イ ガラス製体温計	640 円
ウ 抵抗体温計	720 円

(4) 体積計	1 個につき
ア ますのうち液用のもの	
全量が 2 リットル以下のもの	680 円
全量が 2 リットルを超えるもの	770 円
イ 化学用体積計	
(ア) フラスコ	
全量が 5 ミリリットル以上 2 デシリットル以下のもの	690 円
全量が 5 デシリットル以下のもの	730 円
全量が 5 デシリットルを超えるもの	840 円
(イ) ピペットのうち目幅が 0.8 ミリメートル以上のもの	
全量が 0.1 ミリリットル以上 10 ミリリットル以下のもの	670 円
全量が 50 ミリリットル以下のもの	740 円
全量が 50 ミリリットルを超えるもの	800 円
(ウ) シリンダーのうち目幅が 0.8 ミリメートル以上のもの	
全量が 5 ミリリットル以上 2 デシリットル以下のもの	690 円
全量が 1 リットル以下のもの	740 円
全量が 20 リットル以下のもの	820 円
(エ) ビュレットのうち目幅が 0.8 ミリメートル以上のもの	
全量が 1 ミリリットル以上 50 ミリリットル以下のもの	740 円
全量が 50 ミリリットルを超えるもの	800 円
(5) 圧力計	1 個につき
ア アネロイド型圧力計	
計ることができる最大の圧力が 5 メガパスカル以下のもの	730 円
計ることができる最大の圧力が 50 メガパスカル以下のもの	1,100 円
計ることができる最大の圧力が 100 メガパスカル以下のもの	1,600 円
イ アネロイド型血圧計	780 円

(6) 騒音計	1 個につき
ア 使用最大周波数が 8,000 ヘルツ以下のもの	26,100 円
イ 使用最大周波数が 8,000 ヘルツを超えるもの	42,700 円
(7) 濃度計のうちガラス電極式水素イオン濃度指示計	1 個につき 25,800 円
(8) 物質の物象の状態の量	1 個につき
ア 質量 質量が 10 ミリグラム以上 1,000 キログラム以下 で、測定精度が 0.1 ミリグラム以上のもの	1,250 円
イ 体積 体積が 5 ミリリットル以上 20 リットル以下で、 測定精度が 0.1 ミリリットル以上のもの	910 円